

目 次

1. 制度の概要	1
(1) 非居住者に贈与した場合における国外転出時課税	1
(2) 非居住者が相続又は遺贈を受けた場合における国外転出時課税	2
2. 対象資産の範囲及びその価額の算定方法	4
(1) 対象資産	4
(2) 対象資産の価額の算定方法	6
(3) 国外転出贈与時課税と贈与税の計算	10
(4) 国外転出相続時課税と相続税の計算	12
3. 国外転出贈与時課税の納税猶予制度	14
(1) 納税猶予制度を適用するための要件	14
(2) 納税猶予期間中に贈与対象資産を譲渡した場合	36
(3) 譲渡価額が出国時よりも下落していた場合	41
(4) 納税猶予期間中に贈与者が死亡した場合の取扱い	42
(5) 納税猶予期限が終了した場合の取扱い	42
4. 国外転出相続時課税の納税猶予制度	43
(1) 納税猶予制度を適用するための要件	43
(2) 納税猶予期間中に相続対象資産を譲渡した場合	48
(3) 譲渡価額が出国時よりも下落していた場合	48
(4) 納税猶予期間中に相続人が死亡した場合の取扱い	49
(5) 納税猶予期限が終了した場合の取扱い	49
5. 本制度を適用した後に帰国した場合の取扱い	50
(1) 5年以内に帰国した場合	50
(2) 納税猶予制度を適用していた場合	51
6. 申告手続き関係	52
(1) 申告納税手続きの流れ	52
(2) 納税管理人の手続き	54
(3) 確定申告書の作成方法	54

7. 平成 28 年度税制大綱	55
【具体例】	57
講師プロフィール	63

1. 制度の概要

(1) 非居住者に贈与した場合における国外転出時課税

① 制度の概要

平成 27 年度税制改正により、平成 27 年 7 月 1 日以後に 1 億円以上の有価証券等（以下「対象資産」といいます。）を所有している居住者が国外転出をする場合において、その対象資産の含み益に対して所得税が課税される「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」（以下「国外転出時課税」といいます。）が創設されましたが、これと同様の効果があるものとして、1 億円以上の有価証券等を所有している居住者が非居住者である親族へその対象資産の全部又は一部（以下「贈与対象資産」といいます。）を贈与した場合には、贈与時（平成 27 年 7 月 1 日以後に行われる贈与）にその居住者が贈与対象資産を譲渡したものとみなして、その含み益に対して所得税が課税されることとなりました。（「国外転出贈与時課税制度」といいます。）

この規定により、国外転出贈与時課税の対象となる贈与者は、贈与対象資産の譲渡等があったものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算し、確定申告書を提出するほか、所得税を納付する必要があります。

② 国外転出贈与時課税の対象者

国外に居住する親族等（非居住者）へ対象資産の全部又は一部の贈与をする居住者で、次のイ及びロのいずれにも該当する者が、国外転出贈与時課税の対象となります。

イ 贈与の時に所有等している対象資産の価額の合計額が 1 億円以上であること。

ロ 原則として贈与の日前 10 年以内において、国内在住期間が 5 年を超えていること。

③ 減額措置等

一定の要件を満たした場合には、以下のような減額措置があります。

イ 贈与の日から 5 年以内に受贈者が帰国などした場合

帰国時まで引き続き受贈者が所有等している対象資産について、国外転出贈与時課税により課された税額を取り消すことができます。

ロ 納税猶予の特例の適用を受ける場合

納税猶予期間（5 年又は 10 年）の満了まで納税を猶予することができます。

ハ 納税猶予期間中に譲渡等した際の対象資産の譲渡価額が贈与の時の価額よりも下落している場合

譲渡等した対象資産について、国外転出贈与時課税により課された税額を減額できます。

ニ 納税猶予期間の満了日の対象資産の価額が贈与の時の価額よりも下落している場合

贈与の日から納税猶予期間の満了日まで引き続き受贈者が所有等している対象資産について、国外転出贈与時課税により課された税額を減額できます。